制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

鳥取県総務部行政体制整備局職員人材開発センター所長 戸井 歩

## 1 調達内容

(1)業務の名称及び数量

職員人材開発センター吸収式冷温水発生機定期部品取替業務一式

(2)業務の仕様

入札説明書による。

(3)業務の期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額(消費税不課税、非課税のものを除く)とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理(運転保守)に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格 者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であ ること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局職員人材開発センター

- 4 入札手続等
- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0024 鳥取県鳥取市玄好町 209

鳥取県総務部行政体制整備局職員人材開発センター

電話 0857-23-3291

電子メール jinkai-center@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年11月21日(金)から同年12月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県総務部行政体制整備局職員人材開発センター(https://www.pref.tottori.lg.jp/6432.htm))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年11月21日(金)から同年12月5日(金)までの日(日曜日、十曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和

23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1) に同じ

# (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年 法律第 99 号)第 2条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する 同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

### ア日時

令和7年12月12日(金)午前11時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日(木)午後5時まで(必着)とする。)

### イ場所

鳥取県総務部行政体制整備局職員人材開発センター2階大研修室(鳥取県鳥取市玄好町209)

#### (5) 現場確認

入札書の作成に当たり、現場の確認を希望する場合は、令和7年11月27日(木)午前10時からのみ現場への入室を認める。その場合、同月26日(水)午後5時までに4の(1)の連絡先に現場の確認を希望する旨を連絡すること。

# 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。郵便等による入札で再度入札を希望する場合は、「第1回目」、「第2回目」及び「第3回目」と明記した封書に、「入札書第1回目」、「入札書第2回目」及び「入札書第3回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年 12 月5日(金)午後5時まで(必着)に4の(1)の場所に郵便、信書便又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定

価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。